

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
27	福祉医療費給付金の支給に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

松本市は、福祉医療費給付金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

長野県松本市

## 公表日

令和7年12月1日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	福祉医療費給付金の支給に関する事務
②事務の概要	松本市福祉医療費給付金条例(平成15年条例第2号)に基づき、乳幼児・児童、障がい者、母子家庭の母子、父子家庭の父子並びに父母のない児童で一定の要件を満たす者に対する医療費の助成を行う。特定個人情報を、主に以下の事務で取り扱う。 ・支給対象者要件の審査及び支給の可否の決定に関する事務
③システムの名称	中間サーバー、団体内統合宛名システム、福祉医療システム
2. 特定個人情報ファイル名	
福祉医療費受給情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第2項 ・松本市個人番号の利用に関する条例別表第1の8の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第9号 ・松本市個人番号の利用に関する条例別表第2の2の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども若者部 こども福祉課
②所属長の役職名	こども福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	こども若者部 こども福祉課 【〒390-8620 長野県松本市丸の内3番7号 電話:0263-33-9855】
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	こども若者部 こども福祉課 【〒390-8620 長野県松本市丸の内3番7号 電話:0263-33-9855】
9. 規則第9条第2項の適用 [ ]適用した	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年7月29日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年7月29日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ <input type="radio"/> ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ <input type="radio"/> ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ <input type="checkbox"/> ]接続しない(入手) [ <input type="checkbox"/> ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
8. 人手を介在させる作業 <span style="float: right;">[ ] 人手を介在させる作業はない</span>	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	<p>人為的ミスが発生するリスクに対し、次のような対策を講じているため、対策は十分であると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本人からのマイナンバーの取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。</li> <li>・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力の際は、ダブルチェックを行っている。</li> </ul>
9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れて行っている</p> <p>2) 十分に行っている</p> <p>3) 十分に行っていない</p>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <span style="float: right;">[ ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する</span>	
最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[ 9 ] 従業者に対する教育・啓発 <span style="float: right;">]</span></p> <p>＜選択肢＞</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策</li> <li>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</li> <li>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</li> <li>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</li> <li>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</li> <li>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</li> <li>9) 従業者に対する教育・啓発</li> </ol>
当該対策は十分か【再掲】	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	<p>松本市研修計画に従い、毎年度当初に、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度任用職員を含む。)等に対し、教育研修を実施している。各研修においては受講確認を行い、未受講者に対しては再受講の機会を付与し、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。また、庁内で漏えい等のヒヤリハット事案が発生した際等には、再発防止策等の周知や、必要な内部監査等を実施している。これらの対策を講じていることから、従業者に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。</p>

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月29日	2. 特定個人情報ファイル名	予防接種情報ファイル	福祉医療費受給情報ファイル	事後	見直し(特定個人情報を推察できる名称)
平成31年3月29日	II 1. 対象人数	1万人以上10万人未満	1,000人以上1万人未満	事後	見直し(乳幼児(15歳までの児童)は所得制限なしのため)
平成31年3月29日	II 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年1月1日	平成31年3月1日	事後	見直し(乳幼児(15歳までの児童)は所得制限なしのため)
平成31年3月29日	II 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年1月1日	平成31年3月1日	事後	見直し(乳幼児(15歳までの児童)は所得制限なしのため)
平成31年3月29日	5. 評価実施機関における担当部署②所属長の役職名	こども福祉課 高山 秀一	こども福祉課長	事後	特定個人情報保護評価指針の一部改正による
平成31年3月29日	IV リスク対策		IV リスク対策項目の追加	事後	特定個人情報保護評価指針の一部改正による
令和3年3月17日	IVリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		「○」委託しない	事後	再評価実施
令和3年3月17日	IVリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転		「○」提供・移転しない	事後	再評価実施
令和3年3月17日	IVリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か 「 」	不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か 「十分である」	事後	再評価実施
令和3年3月17日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	平成31年3月1日時点	令和3年1月22日 時点	事後	再評価実施
令和3年3月17日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成31年3月1日時点	令和3年1月22日 時点	事後	再評価実施
令和4年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	中学校修了前までの乳幼児・児童、障害者	乳幼児・児童、障がい者	事後	見直し及び表記の変更
令和4年4月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	見直し(支給対象者数)
令和7年7月29日	I-51 法令上の根拠	番号法第19条第14号	番号法第19条第9号	事後	法改正に伴う変更
令和7年7月29日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	こども部	こども若者部	事後	部署名変更
令和7年7月29日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	こども部	こども若者部	事後	部署名変更
令和7年7月29日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	こども部	こども若者部	事後	部署名変更
令和7年7月29日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	令和4年4月1日時点	令和7年7月29日 時点	事後	再評価実施
令和7年7月29日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年1月22日 時点	令和7年7月29日 時点	事後	再評価実施
令和7年7月29日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業	—	項目追加	事後	評価書の様式変更に伴う記載内容変更のため、重要な事項に該当しない
令和7年7月29日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	—	項目追加	事後	評価書の様式変更に伴う記載内容変更のため、重要な事項に該当しない